

## 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の改正の概要

### 1 今回の計画改正の背景

国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）及び関係政令等の改正、京都府の地域防災計画の改正、関西電力株の大飯発電所防災業務計画の修正を踏まえて、京都市地域防災計画 原子力災害対策編（以下「計画」という。）を改正し、整合を図るものとする。

### 2 主な改正事項

- (1) 緊急時における緊急事態区分及びその判断基準（E A L）の変更
- (2) 情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正
- (3) 緊急時モニタリングへの協力体制の整備
- (4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

### 3 改正趣旨及び改正概要

#### (1) 緊急時における緊急事態区分及びその判断基準（E A L）の変更

##### 【改正趣旨】

国の指針の改正、国の防災基本計画（原子力災害対策編）の改正、指針改正を踏まえた関西電力株の大飯発電所防災業務計画の修正に準拠し、緊急事態区分及びその判断基準（E A L）を修正し、整合を図る。

##### 《改正等の状況》

- ◎原子力災害対策指針 25.6.5 改正、25.9.5 改正
- ◎防災基本計画 原子力災害対策編（第12編） 26.1.17 中央防災会議改正
- ◎関西電力株 大飯発電所防災業務計画 25.12 届出

##### 【改正内容】第1章（総則）第7節

指針等の内容に合わせ、緊急事態区分を明確にするとともに、緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みを修正する。

##### 《総則》

緊急事態区分（※[資料4-1『主な改正箇所』（新旧対照表）](#)1～9ページを参照）

## (2) 情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正

### 【改正趣旨】

国の防災基本計画及び指針の改正を受け、情報収集事態及び緊急事態の区分に応じた本市の警戒態勢を修正し、整合を図る。

### 【改正内容】第2章(第6節)、第3章(第1節、第2節、第3節)

『第2章 原子力災害事前対策』(※資料4-2『主な改正箇所』(新旧対照表) 1~2ページを参照)

#### 京都市の警戒態勢

- ・情報収集事態に関する情報連絡（原子力災害情報連絡本部を設置）
- ・警戒事態発生に関する情報連絡（原子力災害警戒本部を設置）
- ・施設敷地緊急事態発生に関する情報連絡（災害対策本部を設置）
- ・全面緊急事態発生及び原子力緊急事態宣言発出の連絡（災害対策本部を設置）

#### 京都市の態勢

災害の状況		警戒態勢	
		設置する本部	本部長
情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
警戒事態	・原子力施設等立地道府県（福井県）において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合 ・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 (原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。)	原子力災害警戒本部	危機管理監
施設敷地緊急事態	・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。)		
全面緊急事態・原子力緊急事態宣言	・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画で設定する全面緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象をいう。)	災害対策本部	市長

『第3章 緊急事態応急対策』(※資料4-2『主な改正箇所』(新旧対照表) 3~12ページを参照)

上記の緊急事態区分及び本市の警戒態勢に応じた、以下の応急対策を整備し、整合を図るよう計画を修正する。

- ・第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- ・第2節 活動体制の確立
- ・第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

### (3) 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

#### 【改正趣旨】

国の指針に新たに導入された緊急時モニタリング実施体制では、国が統括して緊急時モニタリングを実施するとされ、国、地方自治体、原子力事業者及び関係指定公共機関の役割及び連携が明記されたため、計画の修正を行う。

#### 《緊急時モニタリング実施体制》

◎国は、緊急時には現地に「緊急時モニタリングセンター」を立ち上げるとともに、「緊急時モニタリング実施計画」を定める。

◎緊急時モニタリングセンターの構成

国、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等

◎緊急時モニタリングの実施

国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基いて実施された緊急時モニタリングの結果は、O I L運用の判断根拠として活用される。

#### 【改正内容】第2章（第6節）、第3章（第1節）

以下のとおり、モニタリングについて京都市の計画を修正する。

#### 《第2章 原子力災害事前対策》（※資料4-3『主な改正箇所』（新旧対照表） 1ページを参照）

- ・京都市は、国が立ち上げる緊急時モニタリングに協力する
- ・京都市は、京都府等の関係機関との連携体制を構築しておく

#### 《第3章 緊急事態応急対策》（※資料4-3『主な改正箇所』（新旧対照表） 2ページを参照）

- ・京都市は、事態の進展に応じて、放射性物質等の影響の早期把握のため、緊急時モニタリングに協力し、情報の迅速な把握に努める。
- ・京都市は、別に定める計画（環境放射線モニタリング計画）に基づき、市独自での緊急時モニタリングを実施する。

警戒事態発生

⇒緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生

⇒緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングに協力する。

## (4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

### 【改正趣旨】

国の指針により安定ヨウ素剤の事前配布及び予防服用等が明記され、また、安定ヨウ素剤の服用に関する解説書によりその具体的方策が示されたため、地域の実情に応じ、実効性ある対策を講じるため、計画に記載する。

#### 『事前配布（P A Z 内）』

- ・ P A Z 内の自治体は、原則、医師による住民説明会開催し、住民に事前配布

#### 『緊急時の予防服用（P A Z 外）』

- ・原子力規制委員会が服用の必要性を判断
  - ⇒ 原子力災害対策本部が服用を指示
  - ⇒ P A Z 外の自治体は、住民に配布し、服用指示

### 【改正内容】第2章（第9節）、第3章（第4節）

安定ヨウ素剤の予防服用について以下の内容について京都市の計画に記載する。

なお、今後、国の検討状況を注視しつつ、具体的な配布場所、配布手続等について検討を進め、計画へ記載もしくは別途定めておくこととする。

#### 『第2章 原子力災害事前対策』（※資料4-4『主な改正箇所』（新旧対照表）1ページを参照）

- ・京都市は、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく
- ・京都市は、配布場所、配布の手続き、医師・薬剤師の手配等についてあらかじめ定めておく。
- ・京都市は、住民に配布する際の説明書（服用効果、禁忌等）等を準備しておく
- ・京都市は、副作用発生に備えた救急医療体制の整備に努める

#### 『第3章 緊急事態応急対策』（※資料4-4『主な改正箇所』（新旧対照表）2ページを参照）

- ・原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、原則、医師の関与の下で、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。
- ・時間的制約等により医師の関与の下、配布等できない場合も想定し、あらかじめ定める代替の手続きにより配布・服用指示を行う。

### 【検討課題】

U P Z 以遠における対応については、プルームの影響について国が検討を続けている。

P P A（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域）におけるプルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の予防服用については、国の検討結果を踏まえ、計画を見直していくこととする。